

審議会等の会議録

会議の名称	(仮称) 座間市市民協働推進条例市民説明会		
開催日時	平成26年3月16日(日) 午前10時から12時まで		
開催場所	座間市青少年センター 3階 第1、第2会議室		
出席者	<p><u>座間市市民協働推進条例検討委員会</u></p> <p>小池秀司(委員長)、久住剛(副委員長)、長野基、西村弘、横谷光男、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕</p> <p><u>ワーキンググループ</u></p> <p>郡司勉(リーダー)、立部彩葉子、小林直樹、倉根悠紀、照山倫広、片岡ゆみ</p>		
事務局	<p>黒沢市民部長</p> <p>市民部市民協働課(大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査)</p>		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	参加人数	17人
配布資料	<p>【資料】</p> <p>① (仮称) 座間市市民協働推進条例素案</p> <p>② 市民説明会資料(パワーポイントで作成)</p> <p>③ (仮称) 座間市市民協働推進条例市民説明会アンケート</p>		
市民説明会の内容	<p>◇次第</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 関係者紹介</p> <p>4 市民説明会</p> <p>(1) 条例制定の目的</p> <p>(2) 経過の説明</p> <p>(3) 座間市市民協働推進条例素案の概要</p> <p>5 質疑応答</p> <p>6 閉会</p>		

<p>説明会の内容</p> <p>質疑応答</p>	<p>◇質疑応答</p> <p>Q 3/1号広報紙面において、座間図書館ボランティア友の会との協働が紹介されていますが、これは多様な協働にあたるのですか。また、協定を締結しない協働は多様な協働となるのですか。</p> <p>A 座間図書館ボランティア友の会との協働は、多様な協働の中の一つです。この条例で協働事業を定義づけ、施行されることによって、協働事業は協定を締結することになります。</p> <p>Q 市民と行政が対等の立場についての具体を教えてください。</p> <p>A 片方が片方に依存することではなく、お互いが情報を共有し、資源（人、物、金、情報）を持ち寄ることをいいます。</p> <p>情報を共有することからスタートし、お互いのものを持ち寄って、責任を分担する。</p> <p>あえて協働事業という究極な理想的な形を作りながら、多様な協働の場面で対等で市民の自主性を生かしたものを作っていくということが条例の目指すものです。</p> <p>Q 対等は、団体の活動の内容によっても変わってくる。何を目的に活動しているからどこが市と対等なのかという細かいところが協働していくうちにズレが出てきて、やっていくうちにやりたくないという団体も出て来ると思う。いろんな意味での対等があると思いますが、そういう対応ができますか。</p> <p>A 権力的に取り締まるという市の役割があります。物理的に拘束するのは、対等ではない。こういうことを外していくという議論はありました。対等性というときに、広い意味でビジネスを行うときには、対等という関係になる。政治的な代表者としての自治体と市民は対等ではない。何故なら権力を取り締まることができるということがあります。</p> <p>共有した目的のために何かを行う場合は、対等な関係が成り立ち得ると言えます。</p>
---------------------------	---

Q 市との協働のチェック機関ができるのか。第三者機関が導入されるのか。

A 第三者機関はできるが、お互いが協働という認識のもとで行っていることに対して、それは協働ではないというチェックはできないと考えます。また、現行の相互提案型協働事業審査会がそのまま存続していくか、もしくは名称を変えてそれを包括するか今後検討していく予定です。

Q ワーキンググループ委員は、条例策定に関わるにあたり、現在の仕事は自分たちが抱えなくてもいいのではないか。協働でやればいいのか。という検証はしましたか。

A 協働はそう簡単ではない。条例ができたとしても、現状がすぐに変わることはない。協働は、せめぎ合いの連続、とても難しいものであると思います。ただ、市も、市民の意識が少しずつ変わることによって必ず変化するという信念をもち、お互いが情報共有していくことが重要であると考えます。

ワーキンググループ内でも、問題意識は常に高く持っており、条例が策定された後も自分たちがメッセンジャーとなって庁内に「協働」について伝達していきたいと考えます。

Q 条例の最終目的は、住みよいまちづくりであるが、自治会も安心安全なまちづくりが目的であるが、条例と自治会が考えている目的は一緒なのか。

A 協働まちづくり推進指針を基に条例を作っていますが、住みよいまちづくりを創るために条例を策定する。その最終目的は一緒です。

Q 第9条の市民協働推進会議は何をするものか。協働かどうかチェックするのにこの会議で行えば良いと思う。また同条第2項の10人以内は何を基準に決めた人数か。

A 条例が施行された後、条例が正しく使われているかを調査審議する機関です。会議は、定期的開催の予定です。10人の内訳は、学識経験者、市民活動団体代表者、公募市民、行政等と考えています。相互提案型協働事業審査会も包括する可能性があります。今後検討してきます。

チェック機関について、公金の使徒についてのチェックは監査委員の仕事になります。施策を進める中での点検についての議論は検討委員会で行われましたが、会議で何をするかは、規則等で詳しく定めていくと思います。

推進会議はこれから中身を作っていきますが、こういう場で市民が参加した形で、協働事業をチェックし、学び合うというのはいい提案だと思います。条例上、盛り込むわけではなく、施策上でそういう場面を作ること非常に大切な事だと思います。

Q ワーキンググループのアンケート内容を事前に公表してもらいたかった。協働事業の中間報告や事業結果の内容をホームページに掲載してもらいたい。

A 検討します。

Q 条例でもう一步踏み込んでもらいたいのは、市民は行政に頼れる時代ではないと思っている。財政的にも行政が市民サービスを十分にすることがないと覚悟を決めている。市と対等な能力を身に付けるように取り組んでいこうと思っている。市はできないということをもっと表現してもよいのではないか。市民は行政に、行政は市民になにができるのかをもっと条例に盛り込めばいいのではないのでしょうか。

A 検討します。

Q 「市民等」の位置づけに共益団体が入ったことはよかったのですが、この考え方が市としてあるものなのか。公共施設を利用するにあたって、共同組合は市民としての位置づけがされていないような経験があるの

で、市の認識をお聞かせ願いたい。

A 「市民等」の位置づけは、あくまでも協働を進める上で、条例上定義されていることであって、普遍的に他のところでも使えるということではありません。

Q 第2条（定義）と第4条（市民等の役割）と第5条（市の役割）において、条文を分けなくて、「対等な部分」をわかりやすく明記した方が混乱しないと思います。

A 責任の取り方が違う。行政側は、議会に対して、市民に対しての説明の義務、市民側は、ボランティアの団体であっても市民に対しての責任がある。報酬があるなしに関わらず、ボランティアなりの責任の取り方がある。分担は同じ形の責任を担うわけではありません。

責任の度合いではなく、形態が違う。それぞれが応分の責任を担うと考えてもらいたい。分担は変わりません。

第2条での対等というのは、上位の概念であって、第4条第5条はそれぞれの役割を書き分けておこうとしています。市民等と市は性質の違う責任の持ち方であり、対等であっても担っている役割が違うということがあるので、条文上で一緒にすることは難しいと思います。